

令和2年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

令和3年6月

「令和 2 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

○ 政策評価法^(注) 第 19 条に基づき、毎年、国会に報告

(注) 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）。以下「法」という。

1 各行政機関における政策評価の実施状況

○ 令和 2 年度の政策評価実施件数は、2,076 件（令和元年度実績：2,247 件）

○ 事前評価：1,049 件

- ・ 公共事業：649 件、規制：118 件、租税特別措置等：118 件 等

○ 事後評価：1,027 件

- ・ 目標管理型の政策評価：218 件
- ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象に評価：443 件
- ・ 完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）を対象に評価：278 件 等

(注) 「目標管理型の政策評価」とは、各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価である。

「未着手・未了の事業」とは、政策の決定後 5 年経過しても着手していない政策（法第 7 条第 2 項第 2 号イ）及び政策の決定後 10 年経過しても完了していない政策（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）等である。

「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策である。

2 各行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

○ 目標管理型の政策評価

ア 政策への反映状況

これまでの取組を引き続き推進：206 件、施策の改善・見直しを実施：10 件 等

イ 予算要求への反映状況

予算要求への反映：197 件

ウ 事前分析表の変更状況

達成すべき目標を変更：18 件、測定指標を変更：65 件、達成手段を変更：16 件 等

○ 未着手・未了の事業を対象とした政策評価

これまでの取組を引き続き推進：424 件、事業の改善・見直しを実施：18 件 等

3 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等

○ 統一性・総合性確保評価（複数行政機関にまたがる政策について直接評価）

- ・ 「死因究明等の推進」（意見通知）
- ・ 「外来種対策の推進」（評価を実施中）

○ 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った政策評価について点検）

【公共事業に係る政策評価の点検】

各行政機関が令和元年度に行った公共事業に係る政策評価のうち、22 件（事前評価 15 件、事後評価 7 件）の内容を点検し、その結果を関係する行政機関に通知・公表した。

【規制に係る政策評価の点検】

各行政機関が令和元年度に行った規制に係る政策評価のうち、法律又は政令により新設・改廃される規制を対象とした 195 件（事前評価 137 件、事後評価 58 件）の内容を点検し、その結果を関係する行政機関に通知・公表した。

【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

各行政機関が行った令和 3 年度税制改正要望に係る政策評価 42 件（事前評価 42 件）の内容を点検し、その結果を関係する行政機関及び税制当局に通知・公表した。

4 令和 2 年度における政策評価の取組

○ 政策評価審議会の提言について

政策評価審議会は、ポストコロナ新時代に「行政の評価」が向かうべき方向について提言を取りまとめ、令和 3 年 3 月に総務大臣に提出した。

提言は、「行政の評価」（政策評価及び行政評価局調査）の現状と課題を明らかにし、あるべき三つの姿（①役に立つ評価・②しなやかな評価・③納得できる評価）と、それらに関する改善のアイデアを示し、その実現に向けた取組を求めるものである。

○ エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進について

政府全体で推進されている EBPM（Evidence-Based Policy Making）について、総務省行政評価局では、以下の取組を実施

【令和 2 年度「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」】

- ・ 「視覚障害のある児童・生徒に対するデジタル教科書等の教育効果」（文部科学省）及び「#7119（救急安心センター事業）の導入効果」（総務省消防庁）の二つのテーマを題材として実施
- ・ 研究対象となった各府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各府省と共有し、EBPMの実践を後押し

【行政評価局アドバイザーによる助言】

- ・ EBPMに関して造詣が深く、かつ、各府省の実情にも通じており、実務的な観点から意見を頂ける有識者を「行政評価局アドバイザー」として委嘱
- ・ 実証的共同研究への参画や、各府省の求めに応じた個別の相談に対する助言を通じて、EBPMの実践を後押し

【政策評価担当者等に対する研修】

毎年度実施している政策評価に関する統一研修について、令和 2 年度は、国の政策評価の現状と課題、政策評価の質の向上に向けた取組、EBPMの考え方とその実践といったテーマを設定し、本省及び管区行政評価局等（7 管区行政評価局、四国行政評価支局及び沖縄行政評価事務所）の全て（計 10 か所）において、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインにより講義を配信する形で研修を実施

はじめに

政策評価制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が制定され、14年4月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第12条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、法第19条の規定に基づき、令和2年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で19回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「Ⅱ 令和2年度における政策評価の取組」において、令和2年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和2年度の実施状況等（政府全体の状況）」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

最後に、「Ⅳ 政策評価制度に関する主な経緯」において、平成9年度以降の政策評価制度に関する主な経緯を、年度ごとに順を追って記載している。

目 次

| | |
|---|-----------|
| I 政策評価制度の概要 | |
| 1 政策評価制度の仕組み等----- | 1 |
| 2 政策評価の実施時期----- | 5 |
| 3 政策評価の方式等----- | 6 |
| II 令和2年度における政策評価の取組 | |
| 1 政策評価審議会提言について----- | 7 |
| 2 エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進について----- | 9 |
| III 政策評価等に関する計画、令和2年度の実施状況等（政府全体の状況） | |
| 1 各行政機関が行う政策評価----- | 13 |
| 2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価----- | 44 |
| IV 政策評価制度に関する主な経緯----- | 75 |

* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、令和2年度に評価書が公表されたものである。

* 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r02houkoku-3.html）に掲載している。

* 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html）において、一元的に閲覧・利用することが可能である。